

広島市規則第42号

令和8年3月31日

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

職員の職名に関する規則の一部を改正する規則

職員の職名に関する規則（昭和49年広島市規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項出先機関の部分第2号中「及び主幹保育士」を「、主幹保育士及び主幹保育教諭」に改め、同部分第3号中「及び」を「、主任保育教諭及び」に改める。

第3条第1項第1号中「及び保育士」を「、保育士及び保育教諭」に改める。

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。